

一般社団法人堺シティスポーツクラブ及び株式会社ペガサスと 「探究！堺防災ジュニアプロジェクトの実施に関する協定」を締結しました

堺市では、一般社団法人堺シティスポーツクラブ及び株式会社ペガサスと「探究！堺防災ジュニアプロジェクトの実施に関する協定」を以下のとおり締結しました。

本協定の締結により、中学生が防災学習資料を基に探究学習を行い、学んだ内容を家庭や地域で共有することで自助・共助の意識を広げ、地域防災力の向上をめざします。

- 1 協定締結先 一般社団法人堺シティスポーツクラブ（堺市堺区賑町 2-1-22）
代表理事 松山 真一 氏
株式会社ペガサス（神奈川県横浜市港北区新横浜 2-6-12 STAF ビル 2 階）
代表取締役 吉川 元宏 氏
- 2 協定締結日 令和8年7月10日（金）
- 3 協定の主な内容 （1）市立中学校に通う生徒を対象とした防災学習資料の作成、配付
（2）同資料を活用した防災・減災に関する企画の実施
- 4 期待される効果 ○将来の地域防災の担い手となる中学生の防災に関する知識や理解の向上
○防災を身近な地域課題として捉え、自ら考え行動する力の育成
○家庭や地域における自助・共助の取組の促進
- 5 今後の予定 令和9年3月 防災学習資料の完成
令和9年4月 市立中学校全学年へ配付
令和10年度以降 市立中学校1年生へ配付

問 い 合 わ せ 先	（協定に関すること） 担 当 課：危機管理室 防災課 電 話：072-228-7605 ファックス：072-222-7339
	（市立中学校との調整に関すること） 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-340-2300 ファックス：072-228-7421

探究！堺防災ジュニアプロジェクトの実施に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）、堺市教育委員会（以下「乙」という。）、一般社団法人 堺シ
ティススポーツクラブ（以下「丙」という。）及び株式会社ペガサス（以下「丁」という。）
は、探究！堺防災ジュニアプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の実施に関し、
次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、本プロジェクトの趣旨である、探究学習のための防災学習
資料を市民へ提供し、災害時の自助・共助の取り組みを推進することで、地域防災力の
向上を図ることを目的に、本協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、防災学習資料を活用した地域
防災力の向上に関する事項について、相互に協力し、連携する。

（役割分担）

第3条 本協定における役割分担は次のとおりとする。

甲の役割	・ 防災学習資料の作成に係る情報提供及び監修 ・ 同資料を活用した防災・減災に関する企画の実施
乙の役割	・ 防災学習資料の作成に係る情報提供及び協力 ・ 市立中学校への防災学習資料の提供に関する調整
丙の役割	・ 本プロジェクトの運営及び推進 ・ 防災学習資料の作成、提供に関する調整
丁の役割	・ 防災学習資料の作成、提供 ・ 同資料を活用した防災・減災に関する企画の実施 ・ 啓発物品及びコンテンツの作成、提供

2 防災学習資料に掲載する広告については、「堺市広告掲載要綱」及び「堺市広告掲載基
準」に準ずるものとする。また、教育の中立性の確保及び青少年の健全育成の観点から
乙が別途示す、別記1「防災学習資料への広告掲載に関する取扱い 堺市教育委員会の基
本的な考え方（教育的配慮事項）」を踏まえるものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、前項に定めるもののほか、新たな役割が生じた場合は、甲、乙、
丙及び丁4者の協議の上、その役割分担を決定するものとする。

(費用負担)

第4条 本協定に基づき実施に要した費用については、丙及び丁が負担するものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の履行に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。本協定終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第6条 丙及び丁は、本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の履行において、自己の責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙、丙及び丁いずれからも書面による申し出がない場合は、期間満了の日から1年間更新され、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁4者の協議の上、定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 7月 10日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

丙 大阪府堺市堺区賑町2丁1番22号
一般社団法人 堺シティスポーツクラブ
代表理事 松山 真一

丁 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目6番12
STAFビル2階
株式会社ペガサス
代表取締役 吉川 元宏

別記 1

防災学習資料への広告掲載に関する取扱い 堺市教育委員会の基本的な考え方（教育的配慮事項）

1 位置づけ・目的

本考え方は、堺市広告掲載要綱及び広告掲載基準、並びに堺市教育委員会の後援等に関する要綱の趣旨を踏まえ、防災学習資料が学校を通じて生徒に配付される媒体であることに鑑み、堺市教育委員会（以下、教育委員会とする）が本事業に協力するにあたり必要と考える教育的観点からの配慮事項を整理したものである。

教育委員会の後援等においては、教育の目的を阻害するものや、営利を主たる目的とするものは対象とならないとされているが、本件は後援等ではなく民間主体事業への協力であることから、本考え方を踏まえつつ、教育の中立性の確保及び青少年の健全育成の観点から、一定の条件のもとで関与するものとする。

なお、教育委員会の後援等において必要に応じて条件を付すことができる考え方を踏まえ、本件においても同様に整理する。

2 基本的な考え方

広告の掲載にあたっては、関係要綱等への適合を前提とした上で、特に次の点に配慮することが求められる。

- ・学校又は教育委員会が、特定の企業・商品・サービスを推奨していると誤認されないこと
- ・教育の中立性を損なうおそれがないこと（営利目的が過度に前面に出ないことを含む）
- ・生徒に対する営利的な勧誘と受け取られることのないよう配慮すること
- ・生徒の発達段階に応じ、教育的・社会的に適切な内容とすること

3 必要な条件（特に配慮を求める事項）

教育委員会が本事業に協力するにあたり、広告表現については、次の事項に配慮したものとする。

- ・入会、契約、購入等を直接的に促す表現とならないこと
- ・価格訴求、割引、キャンペーン等の販促色の強い表現とならないこと
- ・実績や成果の過度な強調とならないこと
- ・学校又は教育委員会が推薦又は関与していると誤認されるおそれのある表現とならないこと
- ・生徒に過度な期待、不安又は競争意識を与える表現とならないこと

4 協力依頼事項（教育委員会協力のための条件）

次の事項について、教育委員会が確認できることを協力の条件とする。

(1) 業種ごとの配慮

業種によっては、生徒への影響に鑑み、特に慎重に対応すること

- ・教育・学習支援業：勧誘や入会誘導、過度な実績訴求とならないよう配慮
- ・学校教育：特定の進路選択を誘導する内容とならないよう配慮
- ・出版業：教科書採択等に影響を与えるような内容とならないよう配慮
- ・情報通信業：特定の契約につながる表現とならないよう配慮

(2) 表示方法

- ・広告又は協賛であることを明確に表示すること
- ・教育内容と混同されないよう、区分を明確にすること

5 事前確認

教育委員会が協力するにあたり、内容の適切性を確認するため、次の事項について対応すること

- ・広告原稿について、事前に教育委員会へ提出すること
- ・内容について、本考え方に照らした修正の依頼に対応すること
(内容の修正等が行われない場合、教育委員会として協力を辞退する場合がある)

6 掲載後の対応

掲載後においても、次のような場合には、必要に応じて対応を依頼することがある。また、発生事案、事情、状況により、教育委員会として協力関係を解消することがある。

- ・社会的信用を損なうおそれがある事案が生じた場合
- ・教育上不適切と認められる事情が生じた場合
- ・本考え方の趣旨に反する状況が認められた場合

7 責任の所在

- ・広告内容に関する責任は、広告主及び発行者が負うものとする
- ・教育委員会は広告内容について承認、保証又は推奨を行うものではない

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 丙及び丁は、この協定による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙及び丁は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 丙及び丁は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 丙及び丁は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により拘禁刑又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 丙及び丁は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、丙及び丁に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 丙及び丁は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 丙及び丁は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲又は乙が指定した場所へ持ち出す場合又は甲又は乙が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用し

て権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。
- (4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。
- (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。
- (7) 丙及び丁は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。
 - ア （アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
 - イ （アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。
 - ウ （アクセス記録）アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。
 - エ （アクセス状況の監視）当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。
 - オ （管理者権限の設定）情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。
 - カ （外部からの不正アクセスの防止）個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必

要な措置を講ずること。

キ （情報システムにおける個人情報の処理）個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。

ク （暗号化）情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。

ケ （端末の限定）本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。

コ （端末の盗難防止等）端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。

サ （第三者の閲覧防止）端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。

シ （入力情報の照合等）情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。

ス （バックアップ）個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。

セ （情報システム設計書等の管理）個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。

ソ （入退管理）個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ （入退管理）情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ （入退管理）情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ （情報システム室等の管理）外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ （情報システム室等の管理）災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、

防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

(返還、廃棄等)

第6 丙及び丁は、本件業務を処理するために甲又は乙から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの協定が終了したときは、甲又は乙の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 丙及び丁は、個人情報の消去又は廃棄に際して甲又は乙から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 丙及び丁は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 丙及び丁は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で甲又は乙に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 丙及び丁は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者（以下「再委託先」という。）にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他甲又は乙が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、甲又は乙が事前に承諾した場合に限り、丙及び丁は、本件業務の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、丙及び丁は、再委託先に対し、丙及び丁と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 丙及び丁は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で甲又は乙に報告しなければならない。

4 丙及び丁は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、甲又は乙に対して責任を負うものとする。

(目的外の使用等の禁止)

第8 丙及び丁は、甲又は乙の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 丙及び丁は、甲又は乙の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、甲又は乙から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第10 丙及び丁は、甲又は乙から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた

場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 丙及び丁は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査)

第11 甲又は乙は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて丙及び丁及び再委託先に対して、監査又は検査（実地検査含む。）を行うことができる。

- 2 甲又は乙は、前項の目的を達するため、丙及び丁に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 丙及び丁は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに甲又は乙に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了した後においても同様とする。

- 2 丙及び丁は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（従事者に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 丙及び丁は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

- 4 甲又は乙は、丙及び丁から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(損害賠償)

第13 丙及び丁は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、甲又は乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第14 甲又は乙は、丙及び丁がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この協定を解除することができる。

(協議)

第15 丙及び丁は、本協定に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め甲又は乙と協議を行うこと。